

## 指定居宅サービス等の事業の人員、設備及び運営に関する基準等の一部を改正する省令等の施行に伴う関係条例の整備に関する条例について【主な内容】

本市が指定を行う地域密着型サービス事業所等の人員・設備・運営に関する基準の改正を行う。

### ①管理者の業務範囲に係る要件の緩和

介護サービスの質を担保しつつ、事業所を効率的に運営するため、管理者が兼務できる事業所の範囲について、同一敷地内でなくても差し支えない旨を明確化する。

### ②身体的拘束等の適正化の推進

利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束等を行ってはならない旨を明確化する。

### ③協力医療機関との連携体制の強化

協力医療機関との連携体制について、利用者の急変時や、新興感染症の発生時等に、実効性のある連携が図られるよう、見直しを行う。

### ④ケアマネジャー事業所に関する見直し

- ・テレビ電話等を活用したモニタリングの導入。
- ・ケアマネジャー1人当たりの取扱件数の見直し。ケアプラン連携システムの活用。

### ⑤「書面掲示」規制の見直し

事業所内での「書面掲示」を求めている運営規程等の重要事項について、インターネット上で閲覧ができるよう、ウェブサイトへの掲載を義務付ける。

※経過措置として、令和7年3月31日まで適用なし

### ⑥介護現場の生産性の向上

事業所における業務の効率化、生産性の向上に資する取組の推進を図るため、利用者の安全、介護サービスの質の確保、職員の負担軽減に資する方策を検討するための委員会の設置を義務付ける。

※経過措置として、令和9年3月31日まで努力義務